

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.328

2021.12.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23rd Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok
10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、[地図](#)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp

(担当 : 鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(加藤麻里 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

[タイ]

[～市民団体が CPTPP を無効にするよう求める～](#)

[～600 万パーツ相当の偽造品が押収された～](#)

[カンボジア]

[～カンボジアからのコショウの購入はベトナムがトップ～](#)

[インドネシア]

[～植物品種保護および農業ライセンスセンター \(PVTPP\) が肥料及び農機用具に係る事業活動を支援する事業免許ワークショップを開催～](#)

[～地域文化やナショナル・アイデンティティを推進するプロダクトデザイン～](#)

[～法務人権省 \(MOLHR\) が文化的多様性を維持するために共同体の知的財産プログラムを進める～](#)

[～特許開発のヒント：知的財産総局 \(DGIP\) での保護登録～](#)

[～工業製品のデザインによる価値と文化の戦い～](#)

[～法務人権省 \(MOLHR\) は、特許分野の人材育成を重要視している～](#)

[～特許審判委員会 \(PAC\) による特許審判請求の受理及び却下の決定について～](#)

[～知的財産総局 \(DGIP\) と知的財産権コンサルタント協会 \(AKHKI\) が知的財産コンサルタントに関する政府規則について議論～](#)

[～ジョコ・ウィドド大統領、レムデシビル \(Remdesivir\) 医薬品特許の実施に関する大統領令に署名／大統領がファビピラビル \(Favipiravir\) 医薬品特許の実施に関する大統領令に署名～](#)

[～マドリッドプロトコルによる国産品のグローバル化～](#)

[～知的財産法エンフォースメントのパフォーマンス向上のため、知的財産総局 \(DGIP\) が世界知的所有権機関 \(WIPO\)、日本特許庁 \(JPO\) と共同ワークショップを開催～](#)

[ベトナム]

[～ランソン \(Lang Son\) 税関、年末に密輸と貿易詐欺を防止～](#)

[～物品の物理的検査時間の延長は、最大 2 日間とする～](#)

～税関が日本製品 24 トンを押収～

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 12 月 25 日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

(メールアドレスが変わります)

2022 年 3 月末日以降、現行アドレスが使用不能となりますので、アドレス変更作業の方、お手数ですが、よろしくお願い致します。

siasia@loxinfo.co.th から info@siasia.co.th

iguchi@loxinfo.co.th から iguchi@siasia.co.th

siasia_account@loxinfo.co.th から account@siasia.co.th

それぞれ変更致します。

(1 月、2 月の祝祭日のお知らせ)

1 月の祝祭日は、1 日のみです。2 月は 16 日が祝祭日です。今後変更が予想されますので、事前に確認をお願い致します。弊所は、その都度 HP を通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありません。 入国制限は依然続いております。 事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧め致します。2021 年 11 月 1 日より、タイへの入国制限は大幅に緩和され、日本からタイ到着後 1 日間指定ホテルでの隔離を強制（入国許可証を得るための必須条件としてホテルの予約証明が必要で）され、PCR 検査陰性の場合、隔離後自由（タイ国内での移動には、地域により制限があります）に行動できます。しかしながら、日本への帰国は、帰国前にタイ国内で PCR 検査陰性証明が必要で、かつ帰国後には 14 日間の登録地待機隔離となります。なお、ワクチン 2 回接種した者は、日本での 14 日間の待機隔離は、10 日後の PCR 陰性証明によりこの隔離期間が短

縮されます。今後まだこの入国制限は変化が予想されていますので、事前にご確認ください。

(再信：「知財管理」誌 Vol.71 No.5 に拙稿が掲載されました)

2021 年 5 月号に、「タイにおける特許・小特許裁判の概要と判決事例紹介」と題し、拙稿を掲載いたしました。是非、ご一読戴ければ幸甚です。

(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)

ジェトロからの委託により、上記和訳が 2020 年 3 月末に完成致しました。つきましては、ジェトロのサイトから、是非、ご利用ください。JETRO のホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETRO のページにリンクを張る形で、JPO でのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには含まれておりませんので、ご注意ください。

(更新 9 回目：ミャンマー情勢について)

2 月 1 日のクーデターにより、軍事政権となりましたが、オンライン出願が稼働しており、ソフトオープン期間の再出願は可能となっています。逐次状況が変わっておりますので、利用される方は、是非詳細を弊所（担当 加藤）までお尋ねください。現在の情勢につきましては、[弊所ホームページをご覧ください](#)。

(ミャンマー意匠法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(ミャンマー商標法 (日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(ミャンマー特許法 (日本語仮訳))

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf

～編集者より～

年末になって知財関連で大きなニュースが飛び込んできた。マレーシア代議院にて著作権法改正案、特許法改正案、地理的表示保護法改正案が可決通過したという。代議院は、通常の下院に相当するため、国会通過するためには、上院に該当する元老院の承認を待たなければならない。この特許法改正案には、特許微生物にかかる寄託制度を盛り込み、CPTPP 条約 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership; 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) に合致したものとなっている模様である。特許期間の調整条項などは未確認ではあるが、これで ASEAN の CPTPP 調印国 (マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム) の中でシンガポール、ベトナムに次いで、特許微生物にかかる寄託に関するブタペスト条約加盟の準備ができたということである。

2022 年は、RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership, 東アジア地域包括的経済連携) の発効があるため、加盟各国が法制度を合致させるために法改正及び実務変更の見直しを行っているはずだが、特に私が注目しているのが、税関での実務変更である。今までの税関審査フローを大きく拡大変更しなければならず、その手順書やマニュアルの整備をするはずなのであるが、どうもその機運(少なくともタイにおいては)が感じられない。職権での審査 (いわゆる *EX OFFICIO* による審査) が審査途上にどのように行われていくかが、注目する処である。

問題は、一步間違えれば、正規輸入品の足止めとなる事例が発生する可能性が大いにある。以前にベトナムにてそのような事例を耳にしたことがある。正規品が止められてしまい、部品供給ルートに障害が発生してしまったというのである。このようなことが起こされないような真贋判定の精度を高める努力を、権利者側が実務運用構築に協力し情報共有を精力的に行わなければならないことを意味している。

2021年の日本の知財状況を表す知財10大ニュースを毎年送って戴いてくれる大学がある。このニュース中で第一位だったのが、「鬼滅の刃」に登場する着物デザインの日本商標登録の話題があった。登録されたものもあるが、拒絶されたものもあった模様である。私が常々感じるのは、日本の知財制度は、日本社会とうまく噛み合っていないのではないかという危惧がある。

例えば、社会的に大いに流行った漫画のような場合、審査基準の観点からのみ判断されているが、実は現行基準では、実態の産業経済の発展との齟齬が生じる場合が、多々生じているのではなからうか。むしろ産業発展を阻害する要因にもなっている可能性が大である。

以前にもお話ししたことがあるが、ピョンチャン冬季五輪で有名になったカーリングでの「そだねー」商標出願も日本特許庁で拒絶された。これも地域経済が大いに期待し、これからこの商標を利用して産業発展に繋がるはずであったが、一瞬にして拒絶され冷水を浴びせられたという事例があった。

このような事例が頻発している実態を行政府としての日本特許庁はどのようにお考えなのだろうか。本当に経済官庁と言えるのだろうか。一旦登録し、権利化後は民間の調整機能あるいは行政が関与調整に任せる方向性の方が、はるかに地域経済、日本経済発展に寄与できるのではなからうか。

2022年もまた色々な事件が生じると期待するのだが、「よくぞこの判断を下した」と言えるような日本の行政采配を期待したいものである。

[タイ]

～市民団体が CPTPP を無効にするよう求める～

Avoid CPTPP, group urges

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)加盟に反対する市民社会団体のネットワークである No CPTPP Coalition が、プラユット首相は、CPTPP に参加するという計画を放棄すべきであると述べて、CPTPP 加盟は、タイの食と医薬品の安全を危険に晒すものであると主張した。No CPTPP Coalition は、CPTPP に参加した場合、規定が企業に対し、食と医薬品をコントロールするより大きな力を与えることで、ついには社会格差を悪化させ、タイが不利益を被ると強調した。No CPTPP Coalition は、CPTPP に参加することにより、タイは 1991 年植物の新品種の保護に関する国際条約(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV)への加盟を余儀なくされ、これにより再育成のために植物から採種する権利が破棄される、と述べた。このことは、農家が毎年、大手農業企業から種子を購入しなければならなくなることを意味し、食品生産のコストを引き上げかねない。CPTPP の下でのより厳格な知的財産保護規則は、より安価なライセンスのある医薬品輸入のための強制実施権の使用を無効にするものである。No CPTPP Coalition は、このことにより、タイの医薬品調達の間年予算に、さらに 4 千億バーツが上乗せされかねない、と述べた。

(2021 年 12 月 3 日、バンコクポスト)

[タイ]

～600 万パーツ相当の偽造品が押収された～

Fake products seized worth B6m

タイ警察消費者保護課(Consumer Protection Police Division : CPPD)は、バンコク及び東北部のいくつかの県での 2 つの事案から、大量の偽造化粧品及び偽造除草剤を押収した、と述べた。最初の事案は、先週金曜にバンコクで 10 万点を上回る口紅、香水、スキンケア製品少なくとも 300 万バーツ相当が押収されたものである。もうひとつは、東北部の 6 つの自身の店舗で、偽造除草剤を販売していた容疑で逮捕された男性の事案である。概算 300 万バーツ超、11,300 リットルを上回る偽造化学品が押収された。

(2021 年 12 月 9 日、バンコクポスト)

[カンボジア]

～カンボジアからのコショウの購入はベトナムがトップ～

Vietnam tops in purchase of pepper from Cambodia

<https://www.khmertimeskh.com/50973943/vietnam-tops-in-purchase-of-pepper-from-cambodia/>

ベトナムはカンボジアからのコショウの最も高額購入者であり、今年最初の 10 ヶ月間のコショウ輸出総額の 97%以上を占めている。これは、農林水産省(Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery)の最近の報告書で明らかにされた。1 月から 10 月まで、カンボジアは 457.47%増の合計 27,633 トンのコショウを輸出し、ベトナムだけがこの期間に合計 26,887 トン、全体の 97.30%を購入した。カンボジアからコショウを購入した国は、ドイツ、タイ、インド、フランス、ベルギー、台湾、チェコ、ポーランド、日本、韓国、ロシア、米国、スウェーデン、英国、カナダ、およびカザフスタンなどであった。カンボジアの農家は、コンポンチャム州 (Kampong Cham)、トボンクム州 (Thbong Khmum)、カンポット州 (Kampot)、ケップ州 (Kep) など、多くの地域でコショウを栽培してきた。カンポットペッパー (Kampot pepper) は、2016 年に欧州連合(the European Union, EU)から、2010 年に世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) から地理的表示 (Geographical Indication, GI) を付与されたため、高値で取引される最も有名なものだ。また、カンポットペッパーは、原産地名称及び地理的表示に関するリス

ボン協定のジュネーブ改正協定（Geneva Act of the Lisbon Agreement on Appellations of Origin and Geographical Indications）に基づき、32 カ国で国際保護登録されている。

（2021 年 11 月 20 日、クメールニュース）

[インドネシア]

～植物品種保護および農業ライセンスセンター（PVTPP）が肥料及び農機用具に係る事業活動を支援する事業免許ワークショップを開催～

Pusat PVTPP Gelar Workshop Perizinan Berusaha untuk Menunjang Kegiatan Usaha (PB UMKU) Pupuk dan Alat Mesin Pertanian

<http://pvtp.pertanian.go.id/cms2017/berita/pusat-pvtp-gelar-workshop-perizinan-berusaha-untuk-menunjang-kegiatan-usaha-pb-umku-pupuk-dan-alat-mesin-pertanian/>

事業者、特に肥料事業や農業機械に関して優れたサービスを提供するため、2021 年 11 月 11 日に肥料及び農機用具に関する事業活動を支援する事業免許ワークショップが開催された。植物品種保護および農業ライセンスセンター（PVTPP）のセンター長は、今回の活動は、PVTPP センターがビジネスライセンスサービスを改善し、許可管理をより簡単に、より安く、より迅速に行うための努力の一環であると述べ、この活動に直面およびオンラインで参加されたすべての参加者とリソースパーソンに感謝を述べた。大統領から農業省（Ministry of Agriculture）への指示に従い、リスクベースの雇用創出法（Job Creation Act）のフォローアップを監視し、定期的に報告するための特別チームが結成された。PVTPP センターでは、既存のアプリケーションを継続的に改善するための改善努力として、すべての参加者からの意見を期待している。

（2021 年 11 月 12 日、植物品種保護・農業許認可センターウェブサイト）

[インドネシア]

～地域文化やナショナル・アイデンティティを推進するプロダクトデザイン～

Desain Produk Angkat Budaya Lokal dan Identitas Bangsa

<https://www.beritasatu.com/ekonomi/854717/desain-produk-angkat-budaya-lokal-dan-identitas-bangsa>

デザインは、工業製品の競争力に拍車をかける重要な要素の 1 つである。そのため、工業製品デザイナーは、消費者のニーズを形にする役割を担っている。工業製品デザイナーを評価するために、工業省（Ministry of Industries）は、製品の品質と利点を改善し、国内およびグローバル市場に受け入れられる地域の文化的価値を高めることができると期待されているインドネシアグッドデザインセレクション（Indonesia Good Design Selection, IGDS）コンテストを開催した。「カナダのデザイナー、Robert L. Peters 氏の言葉を借りれば、デザインは文化を創造し、文化は価値を形成し、価値は未来を決定する。この表現は、製品開発におけるデザインの位置づけの重要性だけでなく、人間の生活に対するデザインの影響力をイメージとして表現している」と、火曜日（2021 年 11 月 16 日）にジャカルタで開催された 2021 年インドネシアグッドデザイン選定（IGDS）賞で、Agus Gumiwang Kartasmita 工業大臣は述べた。

（2021 年 11 月 16 日、ベリタサトゥ（ニュースワン）TV サイト）

[インドネシア]

～法務人権省（MOLHR）が文化的多様性を維持するために共同体の知的財産プログラムを進める～

Kemenkumham gerakkan program KI komunal jaga keragaman budaya

<https://www.antaranews.com/berita/2527989/kemenkumham-gerakkan-program-ki-komunal-jaga-keragaman-budaya>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）の西スマトラ州（West Sumatra）地域事務所は、西スマトラ州、あるいは特にミンカバウ族（Minangkabau）の文化的多様性と自然の富を保護するために、共同体知的財産（communal intellectual property）プログラムを進めている。「西スマトラ州は文化が豊かな地域で、そのほとんどが共同体の伝統的文化表現（Traditional

Cultural Expressions) であるため、保護する必要がある」と、法務人権省西スマトラ州地域事務所の R Andika Dwi Prasetya 所長は述べた。法務人権省西スマトラ州地域事務所は、保護のための防衛策として、西スマトラ州の共同体知的財産の一覧作成を積極的に続けていると、同所長は述べた。同氏によると、知的財産は共同体のものであり、また伝統的文化表現は、ある地域で世代から世代へと継承される作品の形態であるという。その所有権は集団にあり、保存すべき伝統的文化遺産であるとのことである。また、共同体知的財産の存在は、伝統的文化表現、伝統的知識、遺伝資源、地理的表示といういくつかの要素の防御体制であると説明した。共同体知的財産は適切に記録されていないことが多く、そのため他国に搾取されやすくなっている。また、共同体商標一覧の作成に関連して政府が直面している障害の一つは、コミュニティや利害関係者の理解が得られていないため、西スマトラ州の一部の伝統的文化表現が記録されておらず、適切に記録されていないことである。西スマトラ州の共同体知的財産の一覧を活性化させるには、地方政府、関連機関、コミュニティのリーダー、その他の関係者のサポートが必要である。また、共同体知的財産の一覧は、単にデータを集めるだけではなく、社会の中に息づく文化を維持・保全するための取り組みでもあると Andika 所長は強調した。

(2021年11月17日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～特許開発のヒント：知的財産総局（DGIP）での保護登録～

Kiat Sukses Membangun Paten: Daftarkan Pelindungannya di DJKI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/kiat-sukses-membangun-paten-daftarkan-pelindungannya-di-djki?kategori=liputan-humas>

インドネシアには、様々な問題の解決策となる技術製品を生み出すことができる潜在的な発明家がいる。しかし、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP/DJKI）の Razilu 総局長によると、法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR/Kemenkumham）知的財産総局に特許保護のために出願されていない発明の成果がまだ多く存在するとのことだ。「保護され

た特許は、発明者、機関、さらには国の経済に実質的な影響を与えるように、商業的な価値を持つことが期待される。そのためには、特許保護に関する意識を高める必要がある。」と、Razilu 総局長は 2021 年 11 月 17 日（水）に開催された特許ドラフティング・ウェビナー「成功する特許・登録手続き構築のためのヒント（Tips for Building a Successful Patent and Registration Procedures）」の冒頭で述べた。Razilu 総局長の発言に沿って、企業秘密を担当する、特許・半導体集積回路配置局(DTLST) Yusanti 局長は、発明が特許で保護されていない場合に起こり得るリスクとして、発明が公衆に属することとなること、他の当事者が特許を出願する機会、貿易における競争力の低下、元の発明者であるとする別の当事者からの訴訟の可能性の存在などを説明した。Dede 氏は、実際には多くのイノベーションがコミュニティによって生み出されているが、特許が登録されていないため、国のイノベーション力は低いと見られている、と付け加えた。2021 年世界イノベーション指数（Global Innovation Index, GII）によると、インドネシアは 126 カ国中 87 位にランクされている。これは、国内の特許イノベーションのアウトプットがまだ相対的に低いためである。「一般の人が出願しやすいように、2019 年 8 月 19 日から、特許を含む知的財産出願の受付はすべて IPROLINE アプリケーションを通じて電子的に行われるようになった。」と知的財産総局出願管理課長の Sonya Pau Adu 氏は説明した。Sonya 氏はまた、ウェブサイト（www.dgip.go.id）には、特許出願の手続きに関する完全な情報が掲載されていると説明した。「このような利便性を提供することで、イノベーションを保護することへの関心を高めてもらいたいと考えている。簡易特許でも、これまで 12 カ月かかっていた出願が 6 カ月に短縮された」と同氏は説明した。また、同じ日、国立研究開発機構（National Research and Innovation Agency）の知的財産管理部長である Ragil Yoga Edi 氏も、特許を成功させるためのヒントについて説明した。「発明品と市場の需要を満たすには、発明者にコミュニティのニーズに関する情報を提供する関係者がいなければならない。そのためには、発明者と市場の橋渡し役として、知的財産センターのような機関や仲介プログラムを開発する必要がある。」と Ragil 氏は述べた。

（2021 年 11 月 17 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～工業製品のデザインによる価値と文化の戦い～

Pertarungan nilai dan budaya lewat desain produk industri

<https://www.antaraneews.com/berita/2529249/pertarungan-nilai-dan-budaya-lewat-desain-produk-industri>

様々な文化的実体を持つインドネシアという国は、非常に豊かな価値観を持っている。国家のアイデンティティの一部として、これらの価値を維持し、さらには世界レベルに浸透させてグローバルな文化とするため、振興していく必要がある。そのためには、母国の文化的多様性を理解し、作品を生み出すためのインスピレーションの源として見るべきではない。インドネシアが文化の多様性をインスピレーションの源と見なすことができれば、インドネシア共和国には、様々な形の作品に注げる新しいアイデアが無数に存在することになるであろう。現地の知恵を取り入れることで、インドネシアの特徴を維持しつつ、新たなトレンドを生み出すことができる。それは、世界的な価値観や文化の戦いの中で、地元のキャラクターや価値観、文化が生き生きとしているように、デザインを統合したり発展させたりすることで可能になる。工業製品のデザインを通じた価値と文化の戦いでインドネシアを制するための第一歩として、工業省（Ministry of Industry）は、価値や個性、製品品質の強化を促すことを目的とした「インドネシア・グッドデザイン・セレクション（Indonesia Good Design Selection, IGDS）」を開催した。2003年から毎年開催されているこの賞は、今年で18年目を迎える。今回は、「Indonesian Products with Character」をテーマに、工芸品、家具・インテリア、健康・安全機器、靴・ファッションアクセサリーなど、インドネシアのさまざまな業種の強い個性が反映されることが期待される。インドネシアの若者たちの作品をさらに普及させるために、IGDS受賞者の作品を台湾で開催されるGolden Pin Design Award 2022の記念行事に参加させる予定である。このように、インドネシアが工業製品のデザインを通じて、価値と文化の戦いに参加し、いつの日か勝者となることが期待されている。

(2021年11月17日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～法務人権省（MOLHR）は、特許分野の人材育成を重要視している～

Kemerkumham menekankan pentingnya bangun SDM di bidang paten

<https://www.antaraneews.com/berita/2528797/kemerkumham-menekankan-pentingnya-bangun-sdm-di-bidang-paten>

インドネシア法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）は、インドネシアを国際的な競争力のある国にするために、特許分野における知的人材構築の重要性を強調した。法務人権省知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）の Razilu 総局長は、ジャカルタで行われた特許ドラフトのウェビナーで、「特に特許分野で強い知的理解を持った人材の創出は、持続的な構築継続のために重要である。」と述べた。また、インドネシアの人材がグローバルレベルで競争するためには、グローバルな現象の発展に適応できる革新的な人材でなければならないと述べた。そのため、特許分野における知的人材の努力を支援するために、政府は法務人権省知的財産総局を通じて、2021年を国家特許年に設定した。その目的は、「特許の自立」である。これには、正しい特許明細書を作成し、適用される規則に従って、特許の申請方法を理解するという独立性が含まれる。法務人権省の総括監察官（Inspector General）でもある Razilu 総局長は、国内の発明家が人生の問題を解決できる技術を見つける大きな可能性を持っていることを理解している。言い換えれば、技術は生活をより快適にすることができる。しかし、残念ながらこれらの素晴らしい発明はまだ登録されていないか、その保護が法務人権省知的財産総局に出願されていない。そのため、今後は、研究開発の実施内容や人材育成、研究開発成果の活用の両面で、大学、研究開発機関、企業、大企業などの連携を強化する必要があるという。Razilu 総局長は、「その結果、公共のニーズに対応した適用可能な特許が生まれ、イノベーションに基づく中央と地方の両方の開発の加速を促すことができる。」と述べた。

(2021年11月17日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～特許審判委員会 (PAC) による特許審判請求の受理及び却下の決定について～

Komisi Banding Paten Putuskan Menerima dan Menolak Permohonan Banding Paten

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/komisi-banding-paten-putusan-menerima-dan-menolak-permohonan-banding-paten?kategori=agenda-ki>

インドネシア共和国特許審判委員会 (Patent Appeal Commission, PAC) は、2021年11月25日(木)、知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) YouTube チャンネルおよびオンラインアプリケーションを通じて特許審判請求に対する審決を読み上げる公開審問を実施した。公開審問では、特許審判委員会が2件の特許審判の審決を読み上げた。最初の審問で、特許審判委員会は、特許番号 71/KBP/IV/2019、特許出願番号 P00201405511 の「水蒸気注入蒸気ボイラーにおける水蒸気の乾燥度を高める方法および装置 (Methods and Equipment to Increase Water Vapor Dryness in Water Vapor Injection Steam Boilers)」について、申立てを却下すると決定した。Ir. Aribudhi N. Suyono, M.IPL 審判長は、特許出願 P00201405511 は、先行発明の利点を有していないと宣言された、と述べた。「審判請求を受理後、方式審査及び実体審査を行った結果、本件特許出願の請求項 1～10 は進歩性がないとの指摘を受けた。」と Aribudhi 審判長は述べた。二つ目の審問では、Nippon Steel Corporation 名義特許番号 06/KBP/I/2020、特許出願番号 P00201701217 の「スーマー鋼管 - 低合金油 (Sumur Steel Pipe - Low Alloy Oil)」について、特許審判委員会は審判請求を受け入れることを決定した。「実体審査の結果、特許審判委員会は、特許審査官による「合金 (alloy)」と「感受性 (susceptibility)」の用語の不明確な使用を述べるために使用された理由や文献を発見しなかった。したがって、曖昧さに関する議論は不適切であると判断される」と Budi Suratno 審判長は述べた。特許審判委員

会は、この、特許出願番号 P00201701217 の全ての請求項 1~3 について、特許審判を受理することを決定して、「インドネシア共和国法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）大臣に対し、審判委員会の審決を電子媒体または非電子媒体で記録・発表し、特許出願の証明書を発行するよう要請する。」と Budi Suratno 審判長は結んだ。

（2021 年 11 月 25 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～知的財産総局（DGIP）と知的財産権コンサルタント協会（AKHKI）が知的財産コンサルタントに関する政府規則について議論～

DJKI dan AKHKI Bahas Peraturan Pemerintah tentang Konsultan KI

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-dan-akhki-bahas-peraturan-pemerintah-tentang-konsultan-ki?kategori=liputan-humas>

2005 年の政府規則第 2 号で規定された知的財産コンサルタントに関する規則が制定後 16 年を迎えた。16 年前には存在しなかった社会の発展や変化のニーズに対応した改革の取り組みとして、2021 年知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP）を通じ、政府がついに 2021 年政府規則第 100 号を発行した。新政府規則を社会化するため、知的財産総局は 2021 年 11 月 25 日（木）、ジャカルタで関係者と知的財産の強化とエンフォースメントに関するフォーカスグループディスカッション（FGD）を開催した。このフォーカスグループディスカッションでは、2021 年 9 月 27 日に公布された政府規則について議論されるとともに、その計画が省令の形になっている派生事項についても議論された。一方、知的財産総局の Razilu, M.Si, CGCAE 総局長は、この政府規則は知的財産コンサルタントのパフォーマンスを監視及び指導するシステムを改善することが期待されると述べた。「2021 年政府規則第 100 号では、知的財産コンサルタント監督評議会（KI Consultant Supervisory Council）の設立、知的財産コンサルタント候補者のインターンシップ義務に関する規則、知的財産コンサルタントのレイオフに関する規則、知的財産コンサルタントの定年について規定されている。」と

Razilu 総局長は説明した。さらに、この新しい政府規則では、知的財産コンサルタントの専門組織の承認や、知的財産コンサルタントの公務員（PNS）以外の複数職種禁止の種類も追加され、より明確に設定されている。今回のフォーカスグループディスカッションでは、知的財産総局と知的財産権コンサルタント協会（Intellectual Property Rights Consultants Association, AKHKI）の間で、知的財産エンフォースメントに関する協力協定が締結された。このフォーカスグループディスカッションは、より専門的で説明責任のある知的財産コンサルタント管理システムを構築するために、2021 年政府規則第 100 号を実施するための第一歩となるものである。

（2021 年 11 月 25 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

[インドネシア]

～ジョコ・ウィドド大統領、レムデシビル（Remdesivir）医薬品特許の実施に関する大統領令に署名／大統領がファビピラビル（Favipiravir）医薬品特許の実施に関する大統領令に署名～

Jokowi tekan Perpres Pelaksanaan Paten Obat Remdesivir

<https://www.antaraneews.com/berita/2548093/jokowi-tekan-perpres-pelaksanaan-paten-obat-remdesivir>

Presiden tekan Perpres tentang Pelaksanaan Paten Obat Favipiravir

<https://www.antaraneews.com/berita/2548517/presiden-tekan-perpres-tentang-pelaksanaan-paten-obat-favipiravir>

ジョコ・ウィドド大統領は、現在も特許で保護されているレムデシビル（Remdesivir）医薬品へのアクセスを規制するレムデシビル薬に対する政府による特許の実施に関する大統領令 2021 年第 100 号（Presidential Regulation No. 100/2021 on the Government's Implementation of Patents on Remdesivir）に署名した。インドネシアにおける Covid-19 の克服に向けた取り組みが非常に急務であることに関連して、現在も特許で保護されている医薬品レムデシビルへのアクセスに関する方針を確立する必要がある。一方で、雇用創出に関する法律 2020

年第 11 号によって改正された特許に関する法律 2016 年第 13 号の第 109 条第 3 項の規定に基づき、政府による特許の実施が大統領令によって規定されている。大統領令の第 1 条第 1 項では、政府が医薬品レムデシビルの特許を申請することが決められている。第 1 条第 2 項では、医薬品レムデシビルについて政府が特許を実施することは、Covid-19 感染症の治療に対する可用性と緊急性を満たすことを目的としていると説明されている。第 1 条第 3 項では、政府による医薬品レムデシビルの特許実施は、大統領令の発効後 3 年間に有効であると規定している。一方、第 1 条第 4 項では、第 3 項で言及された 3 年間の期間が経過しても大流行が終息していない場合には政府による特許の実施は、政府が Covid-19 大流行の終息を決定するまで延長される。第 2 条では、医薬品レムデシビルに関する政府による特許の実施には、活性物質の名称、特許権者の名称、特許出願番号・特許番号、発明の名称が記載されているとしている。一方、第 3 条では、保健大臣が法律の規定に基づき、政府を代表して製薬企業をレムデシビル医薬品特許の実施者として任命すると説明されている。対象となる製薬業界は、国内のニーズを満たすために限定的にレムデシビル医薬品特許の実施者としての職務を遂行し、それは非商業的なものとなる。選任された製薬企業の要件は、設備を有し、特許を実施することができること、当該特許の実施を他に譲渡しないこと、法律の規定に従って良好な生産、流通、監督方法を有することである。第 4 条では、製薬業界が特許権者に対して、レムデシビル医薬品の正味販売価格の 1%を報いると規定されている。また、第 5 条では、報酬の提供は毎年行われ、第 1 条第 3 項および第 4 項で言及されている期間に応じて実施されるとされている。この大統領令は 2021 年 11 月 10 日に大統領によって署名され、同日、法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) の Yasonna Laoly 大臣によって公布された。

インドネシアのジョコ・ウィドド大統領は、現在も特許で保護されている医薬品ファビピラビル (Favipiravir) (商品名: アビガン) 医薬品へのアクセス規制に関し、レムデシビル薬に対する政府による特許の実施に関する大統領令に関する政策を展開する、ファビピラビル医薬品に関する政府による特許の実施に関するインドネシア大統領令 2021 年第 101 号 (Indonesian Presidential Regulation Number

101 of 2021 concerning the Implementation of Patents by the Government on the Favipiravir drug) に署名した。インドネシアにおける COVID-19 克服への取り組みが急務であることに関連して、特許で保護されているファビピラビル (Favipiravir) 医薬品へのアクセスに関する政策を確立することが必要であること。雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号によって改正された特許に関する法律 2016 年第 13 号の第 109 条第 3 項の規定に基づき、政府による特許の実施が大統領令によって規定されている。大統領規則第 1 条では、政府が医薬品ファビピラビルに関する特許を実施することが記載されている。政府による医薬品ファビピラビルの特許の実施は、COVID-19 感染症の治療に対する入手可能かつ緊急の必要性に応えることを目的としている。また、政府による医薬品ファビピラビルの特許の実施は、大統領令の発効後 3 年間実施される。3 年間の期間が経過しても大流行が終息していない場合には、政府による特許の実施は、COVID-19 の感染症が終息したと政府によって判断されるまで延長される。第 2 条には、医薬品ファビピラピアに関する政府による特許の実施には、活性物質の名称、特許権者の名称、特許出願番号・特許番号、発明の名称が記載されているとしている。一方第 3 条には、厚生大臣は、法律の規定に従って、医薬品業界を医薬品ファビピラビルの特許の実施者として、政府に代わって任命してもよいと説明されている。意図された製薬業界は、国内のニーズを満たすために限定的に医薬品ファビピラビルの特許の実施者としての職務を遂行し、それは非商業的なものとなる。指定された製薬企業の要件は、設備を有し、特許を実施できること、当該特許の実施を他に譲渡しないこと、法律の規定に従って良好な生産、流通及び監督方法を有することである。第 4 条は、製薬会社が特許権者に対して、医薬品ファビピラビルの正味販売価額の 1 パーセントの補償を行うことを規定している。そして、第 5 条には、補償金の提供は毎年行われ、期間に応じて実施されることが記載されている。

(2021 年 11 月 26 日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～マドリッドプロトコルによる国産品のグローバル化～

Globalisasi produk anak negeri melalui Protokol Madrid

<https://www.antaranews.com/berita/2553193/globalisasi-produk-anak-negeri-melalui-protokol-madrid>

マドリッド協定議定書は、2017年10月2日にインドネシア政府が署名し、2018年1月から発効している国際協定である。マドリッド協定議定書の締結により、特に零細・中小企業(Ministry of Micro Small and Medium Enterprise, MSMEs)が国際協定に登録されている様々な国々に様々な商品や製品を販売することが容易になり、MSMEsの関係者は、政府や輸出先国が要求する要件を満たすためだけに、わざわざ輸出先国に来たり、行ったりする必要がなくなった。一般市民は、法務人権省(Ministry of Law and Human Rights, MOLHR)の知的財産総局(Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP)に登録するビジネス標章を登録するだけでよいのである。マドリッド協定議定書への商標登録のプロセスについては、一度に複数の国に宛てることができる1件の出願だけで十分であるため、実際にはるかに速く、安価に行うことができる。様々な国に販売する商品を登録することで、事業者の商標はより安全に保護されることになる。さらに、マドリッド協定議定書は、ナショナルブランドをグローバルブランドに育てるための手段でもある。これはもちろん、企業にとっても大きなメリットであり、国際的な舞台で自社の商品がますます認知されるようになる。忘れてはならないのは、輸出先国のブランド保護制度を活用しないと、参入、障壁に影響を及ぼすということである。したがって、海外での製品販売に支障をきたさないよう、政府は国民に対して、できるだけ早く法務人権省知的財産総局に商標登録を行うよう呼びかけ、奨励している。一方、マドリッド協定議定書を通しての商標登録に対する国民の関心、特にビジネスアクターを増やす努力として、政府は非課税国家収入の公正な税率を適用するなど、いくつかの措置を講じている。2021年1月から11月14日までに、108社のMSMEsがマドリッド協定議定書を通して登録した。マドリッド協定議定書への商標登録への一般利用、特にビジネスプレイヤーの利用を増やすために、政府は大規模な社会化を引き続き推進している。MSMEsアクターに対する公平な非課税国家収入徴収に加えて、集中的な社会化は、マドリッドプロトコルへの商品登録を直ちに行うよ

う多くの人々を惹きつける法務人権省知的財産総局の戦略でもある。社会化と普及は、知的財産総局と法務人権省知の地域事務所を通じて、法務人権省が引き続き強化していく予定である。

(2021年11月29日、国営アンタラ通信)

[インドネシア]

～知的財産法エンフォースメントのパフォーマンス向上のため、知的財産総局 (DGIP) が世界知的所有権機関 (WIPO)、日本特許庁 (JPO) と共同ワークショップを開催～

Tingkatkan Kinerja Penegakan Hukum KI, DJKI Gelar Workshop Bersama WIPO dan JPO

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/tingkatkan-kinerja-penegakan-hukum-ki-djki-gelar-workshop-bersama-wipo-dan-jpo?kategori=liputan-humas>

法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) 知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIP) は、2021年12月1日、検察官と法執行官のためのデジタル環境における知的財産尊重の構築に関するオンラインウェビナー全国ワークショップを開催した。このワークショップは、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization, WIPO) および日本特許庁 (Japan Patent Office, JPO) の協力のもと実施された。この活動は、インドネシアの法執行官が相互に情報や経験を共有することにより、特にデジタル時代における知的財産エンフォースメントへの理解を深めることを目的としている。また、この日は、捜査・紛争解決局長 (Director of investigations and dispute settlement) の Anom Wibowo 氏が、インドネシアにおける知的財産保護の法的枠組みについて説明を行った。Anom 氏は、インドネシアにおける法律保護のステップについて説明し、その1つは、適用される規則を常に更新することである。これは、社会、情報技術、国際協定の最新動向を遵守し、知的財産所有者に法的確実性を提供することを目的としている。インドネシアにおける知的財産関連

のエンフォースメントに関しては、知的財産総局だけでなく、インドネシア国家警察 (Indonesian National Police) によっても行われている。また、知的財産総局は国家警察の犯罪捜査局 (Criminal Investigation Agency)、税関総局 (Directorate of Customs)、通信情報省 (Ministry of Communications and Information)、食品医薬品監督庁 (Food and Drug Monitoring Agency ,BPOM) という4つの機関ともエンフォースメントにおいて協力している。また、知的財産総局は、国内外を問わず、知的財産を持つ商品の保護について、国民の意識を高めるための教育も継続して行っている。

(2021年11月30日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

[ベトナム]

～ランソン (Lang Son) 税関、年末に密輸と貿易詐欺を防止～

Lang Son Customs prevents smuggling and trade fraud at the end of the year

<https://english.haiquanonline.com.vn/lang-son-customs-prevents-smuggling-and-trade-fraud-at-the-end-of-the-year-20474.html>

今年最後の数ヶ月、ランソン (Lang Son) 税関は検査場所と商品の集まる場所での税関監督を強化し、商品の倉庫を監督し、輸出入商品の申告における密輸と詐欺行為を効果的に防止するために移動監督を推進する計画である。フーギ (Huu Nghi) 国際国境ゲート税関支局の担当者は、Customs News の取材に対し、多くの事業者が脱税のために商品の名称、数量、種類、コード、原産地を誤って申告していることが分かったと述べた。発見された場合の責任を回避するために、密輸業者も多くの会社を設立し、間違っただ偽の住所を書き、事業者は看板を持たず、しばしば本社を変更した。発見された後、企業は商品の受け取りを拒否し、税関当局に協力しなかった。特に、多くの企業は、商標を偽造した商品を輸入し、知的財産権を侵害する行為、種類、数量、価額が税関申告に適合しない商品を輸入する行為、輸入禁止商品を輸入する行為なども行っていた。ランソン税関の Nguyen Huu Vuong 副税関長は、これからの密輸、貿易詐欺、偽商品、国境を越えた違法輸送の状況は、

今後も複雑な展開を見せ、予測不可能であると述べた。主な商品は、消費財、高税率の商品、専門的な管理、品質管理、食品衛生・安全管理下の商品、水生動物・水生動物製品、医薬品、パンデミック防止用の医療用品などであった。その方法は、ますます多様化、高度化していった。特に、郵便や宅配便を利用して密輸品を内陸に運ぶと、当局の検査や取り扱いに多くの困難が生じる。このような状況を迅速に発見し、防止するために、ランソン税関は国境ゲートの税関部門に、特にこのような行為で処理されていた企業の情報収集を強化するよう指示した。国家予算の歳入損失を引き起こす密輸、貿易詐欺、脱税の行為を迅速に発見するために、積極的に、積極的に輸出入品、特に問題のある商品を検査し、厳しく管理すること。さらに、ランソン省を通過する企業の不正行為を防止するために、ベトナム税関総局（General Department of Customs, GDC）は近代的な機械への投資を増やし、国境ゲートに設置し、ランソン税関にコンテナスキャンを管理・運営するよう割り当てた。国境ゲートを通過して輸出入される物品の管理、検査、制御を強化するために、ランソン税関は国境ゲートの税関部門と専門部門に専門的な措置を強化するよう指示し、企業や権限を持つ者が国境ゲートを通過する物品を持ち込む税関手続きを行う前に輸入物品の情報を税関当局に通知するよう強制することに焦点を当てた。輸出入貨物の申告における密輸行為および詐欺行為を効果的に防止するために、検査場および集積場における税関監督を強化し、貨物倉庫を監督し、移動監視を推進する。そのほか、ランソン税関はこの地域の管轄部隊と積極的に連携し、情報収集、国境沿いの小道や開けた道でのパトロールや管理を強化し、違反行為を迅速に防止、発見、逮捕し、密輸や国境を越えた違法輸送との戦いにおける法律の規定について国民に伝達、教育している。

（2021年11月19日、ベトナム税関ニュース）

[ベトナム]

～物品の物理的検査時間の延長は、最大2日間とする～

Extension of time for physical inspection of goods to be no more than two days

<https://english.haiquanonline.com.vn/extension-of-time-for-physical-inspection-of-goods-to-be-no-more-than-two-days-20593.html>

Phu My 3 BOT Power Company Limited 社の物品の物理的検査の実施時間に関する質問に対し、ビジネスを円滑に進めるために、ベトナム税関総局（General Department of Customs, GDC）は迅速に回答を行った。ベトナム税関総局（General Department of Customs, GDC）に従い、輸入貨物の決済は以下のように行われる。商品の検査について、各申告は出荷の一部であり、ベトナムの通関 IT システム VNACCS システム (Viet Nam Automated Cargo Clearance System) の設計上、PhuMy3 BOT Power Company 社のように 300 ライン以上の貨物がある場合は複数の支局への申告が必要であり、これらの申告は、システム上の処理段階について、互いに異なる独立した分類をすることができる。従って、税関法は、ある貨物を複数の支局の申告書で申告しなければならないが、ある申告書が申告者専用通路（Red channel）に属する場合、残りの全ての申告書を申告者専用通路に流して物理的な検査を受けなければならないとは規定していない。従って、チャネリング結果及び税関支局の指導者の物品の物理的検査実施に関する指示に基づき、税関職員が書類の検査及び点検を行い、各申告で手続きを行い、全貨物が監視区域を通過する資格があることを確認する。従って、2014 年関税法第 23 条第 2 項での規定されているように、税関職員が書類の検査を完了するのは、完全な税関書類を受け取った時点から 2 営業日であり、税関申告者が全ての物品を提示した時点から 8 営業日以内に物品の物理検査を完了する。ただし、貨物の数量が多い場合、種類が多い場合、検査が複雑な場合、税関支署長の判断により、貨物の物理的検査の実施時間を延長することができるが、延長時間は最大 2 日間を超えないものとする。税関手続きを容易にするために、ベトナム税関総局は Phu My 3 BOT Power 社に対して、税関当局が税関法第 23 条に規定された期限内に書類検査および物品物理検査を完了できる条件を整えるために、短時間ですべての税関書類を提出し、すべての物品を提示することを要請している。

（2021 年 11 月 24 日、ベトナム税関ニュース）

[ベトナム]

～税関が日本製品 24 トンを押収～

Customs seizes 24 tons of Japanese goods

<https://english.haiquanonline.com.vn/customs-seizes-24-tons-of-japanese-goods-20663.html>

税関総局（General Department of Customs, GDC）反密輸捜査局（Anti-Smuggling and Investigation Department, ASID）傘下の第 2 班は、日本発の貨物 24 トンを押収した。2021 年 11 月 2 日、Vietnam Laos HQN Logistics Co., Ltd（ダナン（Da Nang）市）は、ティエンサ（Tien Sa）港（ダナン市）からラオバオ（Lao Bao）国際国境ゲート（クアンチ（Quang Tri）省）へ商品を輸送するためにトランジットの体制で申告を開始した。貨物は化粧品とマスクで、総重量は 24 トン、原産地は日本である。貨物の分析・評価を通じて、第 2 班は疑わしい兆候を検出し、ラオバオ国際国境検問所税関支局（クアンチ省税関）と連携して貨物を検査した。検査の結果、コンテナに記載されている日本原産の化粧品、食品、電気製品など 44 品目は存在しないことが判明した。実際には、ダンボール箱、発泡スチロールの箱、花瓶、香炉などが入っているだけであった。これは巧妙な手口の大規模な密輸組織である。現在、第 2 班が捜査中である。

（2021 年 11 月 29 日、ベトナム税関ニュース）